

リニア通信

〔報告〕愛知県と再度話し合い

知事見解を問うも、大村知事に反省の色なし

本紙前号で、リニア工事での大井川減水問題をめぐる静岡県とJR東海との確執に関する大村愛知県知事の言動に抗議する申し入れについて報告しましたが、前回の面談が、リニア事業推進室の森田副室長が、とりあえず申入書を受け取るというところで終わっていましたので、再度の回答を求めて、10月9日に県との話し合いをしました。

県からは、リニア事業推進室の森田副室長以下2名と環境部の環境影響評価担当2名が対応し、私たちは、「リニアを考える愛知県連絡会」と「リニアを問う愛知市民ネット」とで11名と、「いっせい行動」の大羽事務局長が参加しました。今回の話し合いの設定は、私たちの申入書に大村知事自身が目を通したことを確認できたことと、10月5日に川勝静岡県知事と大村知事との会見

があつたことを踏まえて、大村知事の態度に変化が生じたのではないかと期待したのですが、県職員への対応は期待を見事に裏切るものでした。なお口頭で伝えられた知事見解なるものを次ページに掲載しました。

リニアは公共事業か、民間事業か？

今回の問題は、大村知事が、「リニアは国家的事業だから、国が積極的に静岡県を説得すべきである」と発言したことに端を発していますから、まず、本紙前号の冒頭論文の論拠を基に、リニア事業の性格の根本問題についての認識を問いました。

森田副室長の発言は、「2008年当時のJR東海と国交省とのやり取りは知らない。知事発言は、リニア事業は全幹法に基づいて国（国交省）が認可したものであるという事実を述べているだけだ。リニア事業の概念規定について、私は述べる立場がない」というのに止まりました。

JR東海の情報秘匿に加担する県職員

次に、JR東海が民間企業であること、積極的に情報提供をしないこと、住民への説明会も省いて回覧板で済ませようとしている

の減水を懸念し静岡県区着工を認めないことに対し「静岡県の意図的な行為でリニア開業が遅れるのは到底受け入れられない」などと非難している。大村知事は、リニア沿線9都府県でつくる建設促進期成同盟会の会長。申し入れ書で「静岡

県民の命の水である大井川が減水しても、リニア開業が重要なものか。（愛知県知事が）介入できる問題ではない」と主張。静岡県が設置した環境問題を独自調査する「環境保全連絡会議」のような組織を愛知県もつくるよう求めている。【黒尾透】

編集発行 『リニアを知ろう』
市問民ネッ

代表 小林 收

〒460-0022 名古屋市中区金山5-2-30
レックスマンジョン604号
電話 0522・871・3484
FAX 0522・881・6246

ことに議論が集まりました。例えば、「春日井市に情報を求めても、JR東海の了解がないと喋れない、と言われる、これでは住民が知りたいことを知りようがないではないか。」「回覧板で済ますのではなく、説明会をやれという行政指導はできないのか」等々。

県職員は、「JR東海へは県民への一層の情報開示を引き続き求めていきます」と繰り返すだけでした。挙げ句の果ては、搬出残土の数値に関する質問に対して、「JR東海から聞いてはおりませんが、みなさんには喋れません」と言う始末で、私たちは怒りを抑えるのに精一杯の場でした。

JR東海とグルになっている愛知県政

話し合いでは私たちからいくつかの提案がされました。静岡県と同じ環境保全連絡会議の設置をはじめとして、環境影響評価書への知事の55項目の意見の反映状況を検証するための環境影響評価審査会の開催、県とJR東海との環境保全等に関する協定書の締結、県がJR東海から知り得た情報を月1回程度ホームページに掲載することなど。

県職員の対応からは、すべて提案を検討しようとする素振りすら窺えませんでした。参加者から思わず、「貴方方とJR東海はグルではないか」という発言がありました。まさにその通りです。言い換えれば、JR東海に忖度する、県民の生命・健康・財産よりも、リニアを優先する県政であることを実感しました。

大村知事の「あいちトリエンナーレ」問題についての奮闘は賞賛に値しますが、彼が開発優先の古き経済至上主義から脱却するためには、私たちの一層の活動が求められていると言わざるを得ません。

(小林)

毎日新聞

年(令和元年)8月20日(火) 愛知

静岡県非難「やめて」

リニア反対派 知事に申し入れ

リニア中央新幹線の建設に反対している「リニアを問う愛知市民ネット」など県内6市民団体が19日、大村知事に対して、静岡県知事への非難をやめ

るよう申し入れた。大村知事の一連の発言は、静岡県への「内政干渉だ」と批判している。大村知事は定例記者会見などで、川勝平太・静岡県知事が大井川

申入れに対する知事からの回答

大村知事への申入れ書は

「リニア通信」「訴訟ニュース」に同封して、

8月23日に発送させていただきました。

大村知事の、リニア2027年開通を県政の最優先課題とされるような言動についての申し入れに対する「回答」

2019年10月9日

8月19日に申し入れがありましたことは、このまま知事にも伝えてあります。この間、知事と静岡県の川勝知事との面談を行いました。こうした動きがある中で、知事にも今回の申し入れの対応についてご相談をいたしました。今回の回答は口頭ということで対応させていただきました。今回の回答は私（愛知県都市整備局交通対策課リニア事業推進室室長補佐）から県としての回答ということで、しっかり御耳に届くように回答いたします。

問1 リニア工事で静岡県民の命の水である大井川が減水しても、リニア開業を優先することのほうが重要であるとお考えでしょうか。そもそも貴職が介入できる問題ではないと思いますが、所見を求めます。

回答 大井川の安定した水資源の確保は重要であり事業者であるJR東海・静岡県及び国土交通省は静岡工区における当面の進め方について3者合意していることから、科学的根拠をもって調整していただきたいと考えております。



問2

貴職の言動からは、「国策であるから何を言っても通らない」「県民は生命・健康・財産を棚上げにしても2027年開通を目指すのだ」という気持ちしか伝わってきませんが、そういう理解でよろしいですか。2027年のリニア開業を目指すとともに県民の生命・健康・財産をまもり工事の安全と環境の保全に努めるよう、引き続きJR東海に求めてまいります。

回答

問3

貴職は、リニア事業は「国策である」と言われましたが、現実にはJR東海の民間事業であるとの理由で事業にかかわる情報が開示されません。「国策である」ならば、開示を行うようJR東海に求めてください。また、愛知県情報公開条例の適用も改善してください。

回答

JR東海には県民への一層の情報開示を引き続き求めてまいります。本県としては愛知県情報公開条例に基づき適切に情報を開示しているところであります。

問4

リニア工事で発生する残土の処理、要対策発生土の処理では、県内でも2014年に認可された環境影響評価書から外れているJR東海の対応がされています。環境アセスをやり直すように国とJR東海に求めてください。

回答

JR東海は環境影響評価書に記載した環境保全措置を講じたうえで工事を安全と環境の保全に努めるようJR東海に求めてまいります。



問5

貴職が、環境影響評価準備書に対して提出された55項目の意見が、事業者たるJR東海によってどこまで配慮されているのか、されていないのかを、貴職の手によって項目ごとに精査してお示しください。

回答

JR東海は55項目の知事意見すべてについて環境影響評価書に事業者の対応を見解として示しております。

問6

静岡県が設置した「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」こそが、リニア事業において県民のために愛知県で設置すべき組織だと考えます。静岡県を見習って、有識者、県民による中央新幹線環境保全連絡会議を設置してください。

回答

愛知県内で現在、事業中の区間は名古屋市と春日井市を通る計画です。既に工事に着手し、環境に関する広域的な調整は現行の組織体制で対応できていると考えています。本県として環境保全連絡会議を設置する考えはございません。

以上



第17回口頭弁論
2019年12月20日(金)14:30~
東京地裁大法廷
傍聴席を埋め尽くしましょう!!

裁判長が原告適格に関する中間判決の意向を表明

《 必 読 》

「ストップ・リニア!訴訟」、重大局面へ!!

「ストップ・リニア!訴訟」ニューズ 第18号」で報告されているように、去る10月11日の口頭弁論で、古田重夫裁判長は、「来年3月に原告適格ついて中間判決を出す」と表明しました。ことの重要性に鑑みて、10月22日に弁護団と原告団との合同会議を持ちました。その概要を報告します。

原告適格とは何か

冒頭、関島保雄弁護団共同代表から、詳細なレジュメをもとに原告適格の説明がされました。行政事件訴訟法は、本訴訟のような行政処分取消訴訟では、「取消しを求めるとき法律上の利益を有する者に限り、提起することができ」とし(同法第9条)、さらに、「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に係らない違法を理由として取消しを求めることができない」(第10条)としています。

そこで、本訴訟の原告781名(1次714名、2次67名)は、次のような類型に整理して、法律上の利益を有すると主張しています。

- ①輸送の安全性を確保する利益……原告全員
- ②南アルプスの豊かな自然環境を守る権利……原告全員
- ③不動産の権利を有している原告
 - 立ち木トラスト……1次274名、2次22名
 - 地上権……1次9名
 - 所有権等……1次22名、2次3名
- ④生活環境の利益が侵害される危険性がある原告
 - リニアルートに近く、列車騒音・振動、日照、工事機械車両による騒音・振動、排気汚

染等の日常生活環境、景観(近傍)に被害を受ける可能性がある原告

■ リニアルートから離れているが、水道・水源等の被害を受ける可能性がある原告

■ リニアは地下を通るが地盤沈下の危険性があるルートから100m以内の原告

■ リニアルートから離れているが居住環境の自然が残土捨て場等で被害を受ける原告

■ リニアルートから離れているが残土運搬車両の騒音、振動、排気ガス等で生活環境が被害を受ける可能性がある原告

■ リニアルートからは離れているが景観が侵害される原告

予断を許さない裁判所の判断

私たちからすれば、いずれも必要かつ十分な法律上の利益の主張だと思われませんが、関島弁護士によれば、上記①②③の原告についての裁判所の判断が注目されるということです。

①について：私鉄の運賃認可取消訴訟で、乗客である周辺住民の原告適格を否定した判例が多い。

②について：環境をめぐる取消訴訟で、「原告らの主張する環境的利益は原告個人々の個別的利益として保護されているということは出来ない」とする判例が主流。

③については、従来から指摘されているように、我が国では市民団体の司法アクセス権が保障されていないという根本問題があります。1992年のリオ宣言以降のNGO等の活動によって1998年デンマークのオーフス市で採択された「オーフス条約」(2015現在全EU加盟国・旧東欧諸国等47ヶ国批准)に対して、

我が国の政府は何の関心も示していないのです。

③についても、事業認可処分そのものは直ちに財産権を侵害するものではないから、収用等の手続きで具体的に財産権が争点になった時点で、個別に訴訟を提起できるとして、原告適格を否定した判例があるということです。

もし、①②③共に原告適格が否定されてしまうと、①②③を法律上の利益として訴えている原告は、本訴訟の当事者ではなくなり、審理をするまでもなく「却下」されてしまいます。

私たちの闘いに中間判決が及ぼす影響

原告適格についてどのような中間判決が出されるか予断はできません。しかし、近年では我が国の司法でも、原告適格の範囲を広く認めようとする傾向もあるので、関島弁護士の説明は、最悪の場合を想定したものと考えられます。

しかし、そうは言っても、中間判決の内容によつては、本訴訟の審理は大きな影響を受けることとなります。

いま私たち原告団は、裁判所に対して次の立証方法として、計画論の観点から橋山禮治郎氏、安全論とエネルギー論の観点から阿部修治氏、南アルプスを守る立場から松島信幸氏の3氏の証人申請をしています。さらに論点を拡充して、数人の方に証人になって貰うべく準備をしています。

ところが、上記①②③の原告適格が否定され、争点が④のみに限定されてしまった場合に、裁判所がどこまでを審理に必要な証人と認めるかは、大変微妙になります。その意味からも、「ストップ・リニア!訴訟」の意義が少なからず矮小化されてしまう危険があります。(次頁へ)

原告・弁護団では、先日の会議を踏まえて、裁判所に対して中間判決の再考を求める働きかけを準備しています。具体的な提案となったときには、ぜひともご協力をお願いします。

闘いの原点を確認しよう

私たちが3年半前、裁判の中でも最も勝訴の可能性が小さいと言われる行政訴訟に踏み切ったのは、原告個人・利害関係だけではなく、リニア中央新幹線事業そのものの不当性・不合理性・違法性を法廷の場で明らかにしたいという思いが強かったからです。その思いは、原告だけではなく、「ストップ・リニア!訴訟」を支えてくれた大きな仲間の協力、そして、弁護団の献身的な努力によって、一定程度届けられてきたように思います。

考えてみれば、「原告適格問題」が裁判での最大のネックになることは、当初から予想されていたことです。どのような中間判決が出されようとも、原告として留まり得た仲間をこれまでの仲間全員で支えて、法定の場においても、今後とも主張すべきは堂々と主張していきましょう。

訴訟を提起した

原告を

忘れないでなく!

(小林)



静岡県大井川減水問題は今…… 県民の願いは ‘水資源と自然環境の保全’

愛知県知事が、恥ずかしげもなく静岡県知事の慎重姿勢を非難したリニアの開業が2027年に間に合わない問題。杜撰な環境影響評価も、各地で頻発している工事に伴う事故も報道しない「翼賛」メディア。

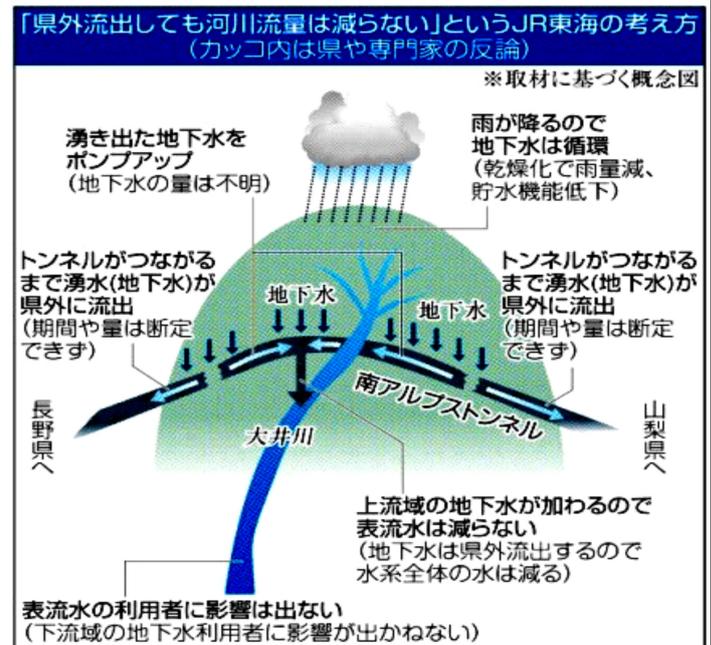
しかし、静岡県には県民の声をまともに拾う「静岡新聞」がある。この新聞社は、読者のリニア関連の投書をキチンと載せている。例えば、今年6月には、川村晃生「ストップ・リニア!訴訟」原告団団長の……私の住む山梨県では、リニアの騒音被害が深刻である。行政の首長は、静岡県知事のように、住民の立場に寄り添い、政治のかじ取りをすべきであろう。……また、7月には、静岡市駿河区の無職の女性(83歳)の……騒音、日照権、大断層もウラン鉱脈もものともせず掘り進む長い地下トンネル。水問題はたくさんの心配事の1つでしかないのです。他県の知事さんたちも県民の心配事をしっかり聞いて、建設中止という選択肢も含めて、将来的な視野で協議してほしいです。……さらに、8月には、富士市の主婦(71歳)……私は静岡県と他県との話し合いを見聞するたびに、明治の偉人田中正造を思い出す。足尾銅山の鉱毒が流れ出す渡良瀬川水系の問題に献身的に立ち向かい、住民を救った英雄だ。静岡でも知事をはじめ、大井川流域の首長が令和の英雄として語り継がれる未来であるよう知恵を発揮してほしい。大井川流域が100年後も自然と水に恵まれた場であり続けるように願う。…と。声は、静岡朝日TV局が行った世論調査結果(知事の姿勢を支持する60%、支持しない18%)ともども、知事にも届いているだろう。そして、10月18日には2市の市議会正副議長が、23日には4市2町の市町議会議長と5商工会議所と10商工会が、知事に水資源や自然環境の保全に万全の対策を求める意見書を手渡したと同紙は伝えている。

その静岡新聞が10月17日に右の資料を公表した。

大井川下流域は、県内では富士山麓とともに地下水が豊富な地域とされ、県が把握しているだけでも2018年は毎日平均37万トン近い地下水が使われた。18年12月末時点で浅井戸、深井戸合わせて999本があ

る。という。水道など家庭利用、田畑、養殖、工場等々に必須の水についての争点は以下の通りである。

・「県外流出しても河川流量は減らない」というJR東海 of の考え方 (カッコ内は県や専門家の反論)



10月24日国交省事務次官が川勝平太知事と会談した。某紙は「10月中にも3者合意が締結される運び」と報じたが、国の仲介に対する県とJR東海 of の思惑には大きな隔たりがあり、10月29日の朝日新聞は… 28日の中部圏知事会議において、大村知事が「27年開業に向けて急ピッチの調整をして頂きたい」と述べたのに対し、川勝知事は「企業が決めた年にできるというものではないというのが通常の常識」と述べた。…と報道している。

ところで、10月29日にはマグマニュースが「リニア乗客の安全に切り込まず。墮ちた日本のジャーナリズム」を、30日には日経新聞が経済教室面の私見卓見欄に主婦の投稿「リニアにSDGsの視点を」を掲載している。少しは風向きが変わりつつあるのか? (塚田)